

KMA 飛行場におけるマルチコプターの運用について

2015年8月

(一社) 関西模型クラブ連合会

一般社団法人関西模型クラブ連合会が管理、運営する KMA 京都模型飛行場
ならびに KMA 淡路市・岩屋模型飛行場におけるマルチコプターの運用につ
いて下記の通り定めます。

記

1. 場内におけるマルチコプターの運用は、機体の大小を問わず原則としてこれを禁止します。
2. 特に競技の実施中はいかなる理由があっても、これを禁止します。
3. 競技会等における記念撮影など、特に必要と認められる場合は運営責任者の許可を得るとともに下記の条件を守ることを前提として運用を認めます。
 - 3-1. 飛行範囲、飛行高度、飛行時間は必要最小限にとどめること。
 - 3-2. 写真撮影を行う場合はプライバシーや公共の安全を考慮し、無関係な場所や人物、車両等を撮影しないよう配慮すること。
 - 3-3. 使用する無線送信機は国内電波法に適合するだけでなく（いわゆる技適マークを取得しているだけでなく）、ラジコン用として（一財）日本ラジコン電波安全協会の標準規格適合証明を取得したものに限り
ます。※RCKの適合証明シールが貼付されているもの
 - 3-4. 操縦者はマルチコプターの運用について十分な技能、知識を有すると共に、万一の事故等に関して有効な損害賠償保険に加入していること。
 - 3-5. 使用機材は確実に点検、調整を行ったものを使用し、少しでも異常が認められた場合は絶対に飛行を行わないこと。

(以上)